

第 2 部

特殊災害対策編

第2部 特殊災害対策編.....	1
第1編 航空災害	1
第1章 予防対策計画.....	1
第1節 基本的考え方等.....	1
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	1
第3節 活動体制の整備.....	1
第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備	1
第5節 医療救護体制の整備	2
第6節 緊急輸送体制の整備	2
第7節 防災訓練の実施.....	2
第2章 応急対策計画.....	3
第1節 航空災害情報の収集・連絡.....	3
第2節 活動体制の確立.....	4
第3節 受援対策	4
第4節 捜索、救助・救急及び消火活動.....	5
第5節 医療救護活動.....	5
第6節 交通規制及び警戒区域の設定等	5
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動	6
第2編 道路災害	7
第1章 予防対策計画.....	7
第1節 基本的考え方等.....	7
第2節 道路災害予防計画	7
第3節 活動体制の整備.....	8
第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備	9
第5節 医療救護体制の整備	9
第6節 緊急輸送体制の整備	9
第7節 訓練、研修等の実施	9
第8節 道路利用者に対する防災知識の普及	9
第2章 応急対策計画.....	10
第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保.....	10
第2節 活動体制の確立.....	10
第3節 受援対策	11
第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保	11
第5節 医療救護活動.....	11
第6節 道路施設の応急復旧	11
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動	12
第3編 危険物災害	14
第1章 予防対策計画.....	14

第1節	基本的考え方	14
第2節	危険物等施設の安全性確保	14
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	15
第4節	防災知識の普及	17
第2章	応急対策計画	18
第1節	発災直後の災害情報の収集・連絡	18
第2節	活動体制の確立	19
第3節	受援対策	19
第4節	災害の拡大防止活動	19
第5節	救助・救急及び消火活動	19
第6節	医療救護活動	20
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	20
第8節	危険物等の大量流出に対する応急対策	20
第9節	避難収容活動	20
第10節	被災者等への的確な情報伝達活動	21
第4編	林野火災	22
第1章	予防対策計画	22
第1節	基本的考え方等	22
第2節	林野火災に強い地域づくり	22
第3節	災害防止のための気象情報等の充実	23
第4節	情報の収集・連絡体制の整備	24
第5節	村民の防災活動の促進	26
第2章	応急対策計画	27
第1節	活動体制の確立	27
第2節	災害情報の収集・連絡	27
第3節	受援体制	29
第4節	消火活動及び救急・救助活動	29
第5節	医療救護活動	34
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	34
第7節	住民等の避難及び救助対策	34
第8節	被災者への的確な情報伝達活動	35
第9節	二次災害の防災活動	35
第5編	原子力災害	36
第1章	基本的考え方等	36
第1節	基本的考え方	36
第2節	計画の性格	37
第3節	計画の基礎とするべき災害の想定	37
第4節	防災関係機関の業務の大綱	37

第2章 原子力災害予防計画	38
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備	38
第2節 応急体制の整備	38
第3節 村民避難のあり方の検討	38
第4節 医療体制及び健康相談体制の整備	38
第5節 村民等への的確な情報伝達	38
第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発	38
第7節 防災訓練への参加	39
第3章 原子力災害応急対策計画	40
第1節 基本方針	40
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	40
第3節 活動体制の確立	40
第4節 住民等への的確な情報伝達活動	40
第5節 住民避難等の防護活動	41
第6節 医療及び健康相談の実施	41
第4章 原子力災害復旧・復興計画	42
第1節 住民健康相談	42

第1編 航空災害

第1章 予防対策計画

第1節 基本的考え方等

本編は、村内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空災害」という。)が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関がとるべき対策について、必要な事項を定める。

なお、特別の定めのない事項については、第1部本編に基づき運用する。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

村内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その被害の軽減と迅速な対応を図るため、村は、防災関係機関への通報など情報の提供等の体制整備に努める。

1. 情報収集体制の整備

村は、県及び関係機関と協力し、航空災害発生時における情報収集体制の整備を図る。

1.1 緊急時の通信体制の整備

航空災害の発生現場において迅速に無線回線等を設置できる体制を整備する。

第3節 活動体制の整備

航空機の墜落事故は、必ずといってよいほど人的被害を伴う。現場が山間地であれば救急・救助作業は困難を極め、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、村、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1. 災害応急体制の整備

航空災害対策の一環として、村は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

2. 防災関係機関相互の連携体制の強化

村は航空災害対策に関係する各機関との連携を強化するため、体制の整備を図るとともに応急活動に関し相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備

航空災害時における救急・救助及び消火活動体制の整備については、「第1部本編 第2

編予防対策計画 第2章 第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備」に準ずる。

第5節 医療救護体制の整備

航空災害時における医療救護体制の整備については、

「第1部本編 第2編予防対策計画 第2章 第5節 医療救護体制の整備」に準ずる。

第6節 緊急輸送体制の整備

航空災害時における緊急輸送体制の整備については、「第1部本編 第2編予防対策計画 第2章 第6節 緊急輸送体制の整備」に準ずる。

第7節 防災訓練の実施

航空災害時を想定しての防災訓練に関しては、宮崎空港事務所等の参加を得て、「第1部本編 第2編予防対策計画 第2章 第13節 防災訓練の実施」で実施する訓練と併せて実施する。

第2章 応急対策計画

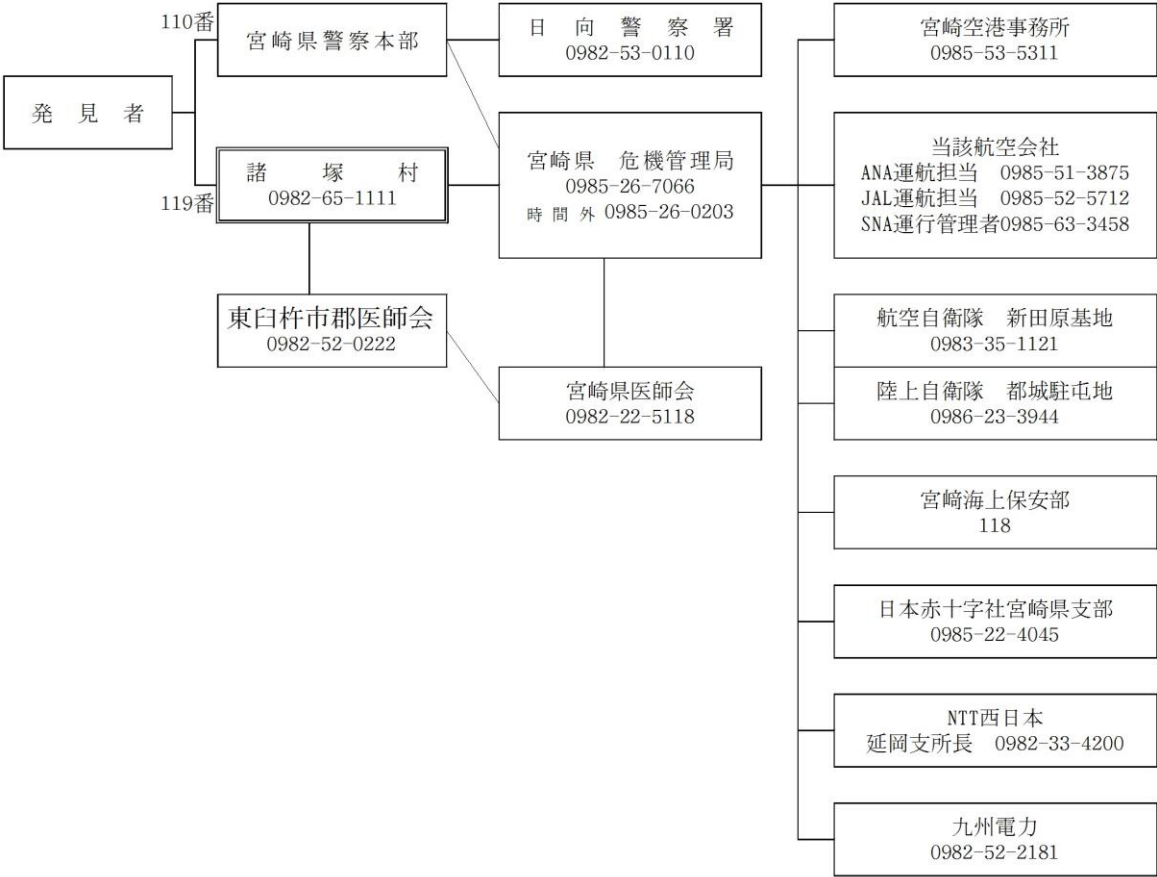
第1節 航空災害情報の収集・連絡

航空機の墜落事故は、山間地が墜落現場となることが多い。そして最も重要で、最も困難なことが、現場の特定である。一刻も早くその地点を割り出し、基本的な情報を得るために人員を現場に急行させること重要であり、現地からの通信手段として、移動系の防災行政無線または衛星携帯電話を活用する。また、必要に応じてヘリコプターの派遣を要請する。

1. 航空災害情報の収集・連絡

1.1 災害発生時の連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。



1.2 情報収集活動

航空災害が発生した場合においては、消防団員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間・へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集する。

2. 通信手段の確保

県をはじめ各防災関係機関との連携を密にし、無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

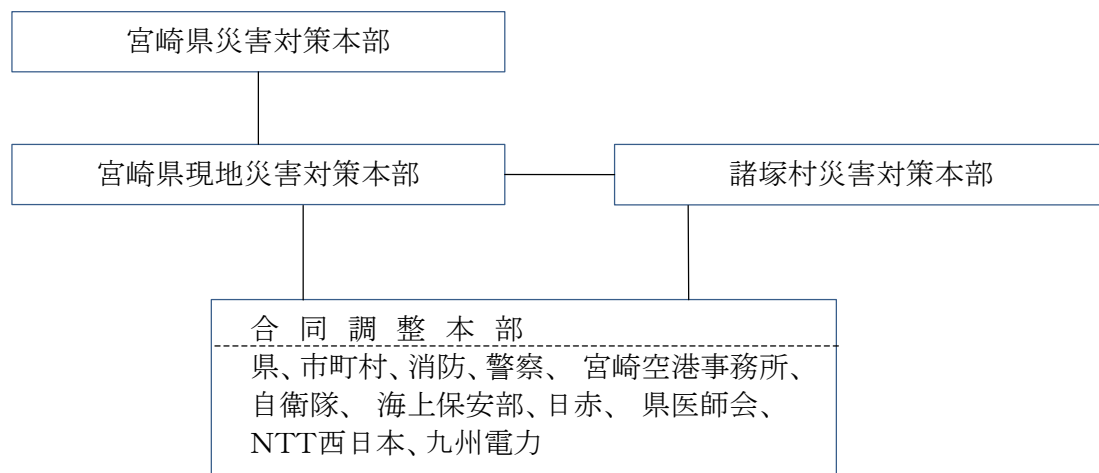
第2節 活動体制の確立

村内で航空機が墜落するなど、大規模な航空災害が発生したときは、「諸塚村災害対策本部」を早期に設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。なお、災害対策本部の組織及び活動については、「第1部本編 第3編 応急対策計画 第2章 災害対策本部体制の確立」に準ずる。

1. 関係機関の活動体制の確立

関係機関は、村内において大規模な航空災害が発生したときは、速やかに初動体制を確立するとともに、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

また、災害対策現地合同調整本部等が設置されたときは、職員を派遣するものとする。大規模な航空災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は次のとおりとする。



第3節 受援対策

航空災害による広域的な応援体制については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第20章 受援対策」に準ずる。

第4節 搜索、救助・救急及び消火活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合の搜索活動は次によるものとする。

1. 搜索活動

1.1 村の搜索活動

消防団員等を動員し、搜索活動に当たる。

2. 消火救難活動

航空災害にかかる消火救難活動に関しては、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第4章 救助・救急及び消火活動」によるものとするが、概要は次のとおりとする。

2.1 村の消火救難活動

- (1) 航空災害に係る火災が発生した場合、化学消火剤等による消火活動を重点的に実施する。
- (2) 村長の委任を受けた吏員及び消防団員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- (3) 災害の規模等が大きく、消防団限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。（宮崎県消防相互応援協定による。）

3. 救急・救助活動

救急・救助活動は、高規格救急車、救助資機材搭載車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行なうとともに、必要な場合は近隣市町村へ応援を要請する。

第5節 医療救護活動

医療救護活動に関しては、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第6章 医療救護活動」による。

第6節 交通規制及び警戒区域の設定等

1. 交通規制

迅速な救助活動のために村は県及び警察と連携し、周辺道路の交通規制の実施に協力する。また、住民への交通規制の周知を図る。

2. 警戒区域の設定等

警察等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁上区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者及びその家族への対応

1.1 被災者及びその家族に対する援助活動

被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を行なう。

1.2 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族へ配慮して対応する。

1.3 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関との連携のもと役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

1.4 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び関係機関などと連携を密にし、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

2. 広報活動

村、航空会社及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は防災行政無線の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。主な広報事項は、次のとおりとする。

- ① 村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ その他必要な事項

第2編 道路災害

第1章 予防対策計画

第1節 基本的考え方等

村内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため村及び道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定める。

なお、特別の定めのない事項については、第1部本編に基づき運用するものとする。

第2節 道路災害予防計画

1. 道路交通の安全のための情報の充実

気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2. 道路施設等の管理と整備

2.1 事故災害等発生防止のための措置

(1) 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、次の巡回及び点検を実施する。

- ① 管理する施設について、所定の要領等に基づき、定期的に巡回及び点検を実施する。
特に、山(がけ)崩れ危険箇所等については重点的に行う。
- ② 大規模な地震、土砂災害、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

(2) 安全性向上のための対策の実施

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害発生時においては、正確な情報の収集と関係機関への迅速な伝達が被害の拡大を防ぐ。このため村は関係機関と日ごろから連携を図り、緊急時の連絡体制の整備に努める。

2 〈第2編 道路災害〉

第1章 予防対策計画

第3節 活動体制の整備

3.1 情報収集体制の整備

(1) 災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日ごろから、次のような体制を整備する。

① 発見者等からの情報連絡

道路管理者は、管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに発生情報の連絡が入るような連絡体制づくりを行う。

② 関係機関への連絡

一般の情報提供者から入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

大規模な事故災害等発生現場において迅速に無線回線等を設置できる体制を整備するとともに、NTT 公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星携帯電話、災害情報収集連絡用ヘリコプター等を要請する連絡体制を確立し、災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

第3節 活動体制の整備

1. 担当職員の招集・参集体制の整備

1.1 参集範囲の明確化

大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておく。
(「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第3節 活動体制の整備」に準ずる。)

1.2 招集連絡手段の整備

職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

2. 関係機関との協力体制の整備

大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、あらかじめ県、警察、消防、自衛隊等関係機関との連絡調整を行う。

また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相互の協力体制の確立に努める。

3. 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、

装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

4. コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

5. 研究機関等との連携

必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備

道路災害時に備えた救急・救助及び消火活動体制の整備については、「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備」に準ずる。

第5節 医療救護体制の整備

道路災害時に備えた医療救護体制の整備については、「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 第5節 医療救護体制の整備」に準ずる。

第6節 緊急輸送体制の整備

道路災害時に備えた緊急輸送体制の整備については、「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 第6節 緊急輸送体制の整備」に準ずる。

第7節 訓練、研修等の実施

道路災害の被害の拡大防止に備えた訓練、研修等の実施については、「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 第13節 防災訓練の実施」に準ずる。

第8節 道路利用者に対する防災知識の普及

道路利用者に対する防災知識の普及については、「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 第14節 災害復旧・復興への備え」に準ずる。

第2章 応急対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

1. 災害情報の収集・連絡

1.1 事故災害等状況の把握と確認

管理する道路での事故災害等発生のお知らせを受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報する。

1.2 通行の禁止又は制限

事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。

1.3 二次災害等の恐れがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、道路管理者は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般村民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

2. 通信手段の確保

2.1 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2.2 N T T 公衆回線の緊急増設

設置箇所、設置数を明示してN T T 公衆回線等の緊急増設をN T T に要請する。

2.3 災害情報収集用ヘリコプターの利用

事故災害等状況の把握を行うため、必要に応じて災害情報収集連絡用ヘリコプターの派遣を要請する。

第2節 活動体制の確立

1. 活動体制の確立

村内に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画の定めるところにより、事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに村内の公共的団体及び村民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

第3節 受援対策

1. 広範な応援体制の確立

道路災害における広域応援体制については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第20章 受援対策」準ずる。

第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保

1. 一般村民等への情報提供

道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関に連絡するとともに、一般村民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

2. 迂回路の確保

道路の通行禁止の措置を講じた場合は、必要に応じて迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

3. 救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、村内の建設業者等に協力を要請して行う。

4. 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

村内の建設業者等に協力を要請して、救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

5. 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、村民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

6. 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(がけ)崩れ等による二次災害の防止のため監視員を置くなどの措置を確実に行う。

第5節 医療救護活動

道路災害発生時における医療救護活動については、「第1部本編 第3編応急対策計画 第6章医療救護活動」に準ずる。

第6節 道路施設の応急復旧

道路災害発生時における道路施設の応急復旧については、「第1部 本編 第3編 応急

対策計画 第9章 緊急輸送力の確保」参照

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者及びその家族への対応

1.1 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を行う。

1.2 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

1.3 被災者及びその家族への情報の提供

被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。被災者及びその家族に対する説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

1.4 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2. 報道機関への広報

2.1 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専任して行う候補者を選任しておく。

2.2 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努める。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やTV画像等を用いるなど分かりやすい情報提供

を心掛ける。

2.3 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。

第3編 危険物災害

第1章 予防対策計画

第1節 基本的考え方

本編は、村内において危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため、村等がとるべき対策について必要な事項を定める。

なお、特別の定めのない事項については、第1部本編に基づき運用する。

1. 村内における危険物貯蔵施設

【資料 2-3-1-04 村内危険物貯蔵施設等一覧表】

第2節 危険物等施設の安全性確保

1. 危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、村は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

1.1 施設の保全及び安全化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

1.2 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

1.3 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等

に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡体制の整備

村、関係機関は危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図る。

情報の収集・連絡体制の整備については「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2節 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

2. 活動体制の整備

2.1 村の活動体制の整備

危険物災害発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

具体的な参集体制については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第2章 災害対策本部体制の確立」に準ずる。

2.2 危険物等災害用資機材の整備

危険物等災害に備え、以下の資機材の整備充実に努める。

- ① 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材
- ② ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

3. 消火体制の整備

3.1 出火防止体制の整備

(1) 事業所等に対する指導

化学薬品を保管している事業所、教育機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(2) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

3.2 消防力の充実強化

消防力の充実強化については「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

危険物等による火災に対応する化学消火剤等の設備の充実に努める。

2 〈第3編 危険物災害〉

第1章 予防対策計画

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

3.3 消防水利の確保

「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備」「3. 消防水利の確保」に準じる

4. 医療救護体制の整備

危険物等災害発生に備えた医療救護体制の整備については「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第5節 医療救護体制の整備」に準ずる。

5. 緊急輸送体制の整備

危険物等災害発生に備えた緊急輸送体制の整備については、「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 第17節緊急輸送体制の整備」に準ずる。

6. 避難収容体制の整備

危険物等災害発生に備えた避難収容体制の整備については、「第1部本編 第2編 予防対策計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第7節 避難収容体制の整備」に準ずる。

7. 防災関係機関等の防災訓練の実施

各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と村民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施する。

7.1 訓練の方法

村及び各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施する。

7.2 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次の訓練を実施する。

- ① 緊急通信訓練
- ② 避難救助訓練
- ③ 資機材調達輸送訓練
- ④ 火災防御訓練(危険物、高圧ガス等)
- ⑤ 総合訓練
- ⑥ その他

第4節 防災知識の普及

防災知識の普及・啓発については、特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、実効ある教育を推進するほか「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第11節 要配慮者に係る安全確保体制の整備」準ずる。

第2章 応急対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1. 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

1.1 被害情報等の収集

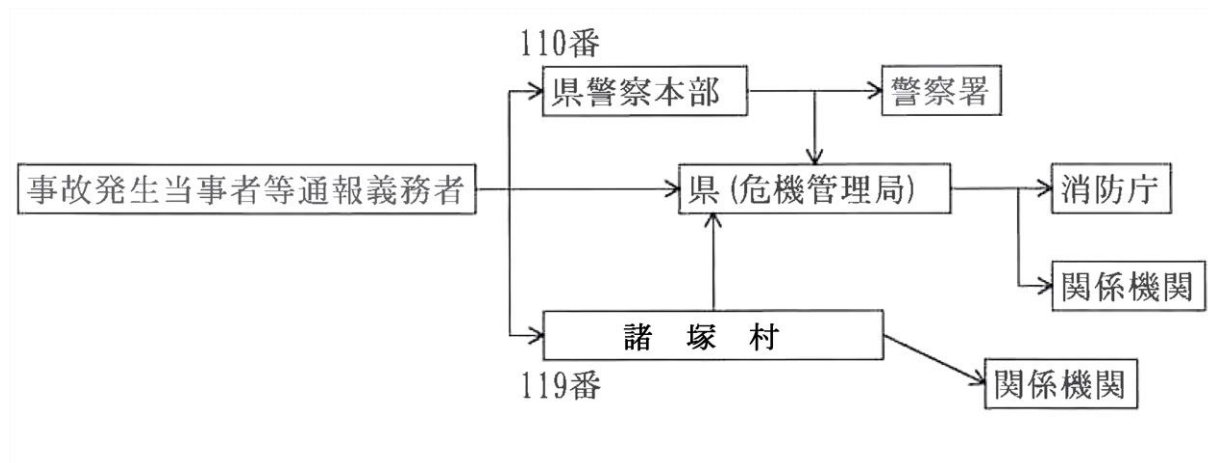
事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

報告に当たっては「事故等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行う。

2. 通報連絡系統

危険物等災害発生時の通報連絡系統は、次のとおりとする。

2.1 危険物施設等



【資料 2-3-2-01 危険物等災害即報 第2号様式】

3. 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

3.1 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

- ① 危険物施設の事故
- ② 無許可施設の事故
- ③ 危険物運搬中の事故

(例示)

- ・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者を生じたもの
- ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ・周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- ・大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

第2節 活動体制の確立

1. 活動体制の確立

村内で危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに村内の公共的団体及び村民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第3節 受援対策

危険物等災害発生時において被害の拡大を防ぐための広域応援活動については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第21章 受援対策」に準ずる。

第4節 災害の拡大防止活動

1. 災害拡大防止措置

村及び消防機関は、危険物施設等が被害を受けた場合、事業所等関係機関と連絡を取り、災害の拡大を防ぐため必要な措置をとる。

2. 立入禁止区域の設定

危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合には、警察及び消防機関と連携し直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努める。

第5節 救助・救急及び消火活動

危険物等災害発生時における被災者の救助・救急及び消火活動については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第4章 救助・救急及び消火活動」に準ずるほか、以下による。

1. 消火活動

消防機関による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、科学消防車等が必要になる場合、県に支援を要請するほか、職員の安全確保に努めるものとする。

2. 救助・救急活動

救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努める。

第6節 医療救護活動

危険物等災害発生時における医療救護活動については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第6章 医療救護活動」に準ずる。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

危険物等災害発生における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第9章 緊急輸送力の確保」に準ずる。

第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合は、予想を上回る広域的な被害を及ぼす可能性がある。このため村は、関係機関と協力して被害拡大の防止措置を緊急に講ずる。

1. 河川等への流出の場合の対策

村及び関係機関は危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

2. 交通規制等の実施

危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、警察等関係機関と緊密に連携し、村民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行う。

第9節 避難収容活動

危険物等災害時における村民等の避難収容活動については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第10章 避難対策」に準ずるほか、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、おおむね下記のとおりとする。

3. 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、村民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災行政無線等

事故発生を知らせ、村民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車等または携帯拡声器

広報車等による周知または携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) ヘリコプター

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部等のヘリコプターによる上空からの避難誘導を要請する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等や公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮し伝達を行う。

具体的な情報伝達活動については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第10章 避難対策」に準ずる。

第4編 林野火災

第1章 予防対策計画

第1節 基本的考え方等

林野火災は、ひとたび発生すると地理的条件によっては、消火活動は困難を極め、大規模火災となり貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。このため、林野火災の未然防止と被害の軽減に努める。

なお、特別の定めのない事項については、「第1部 本編 第2編 予防対策計画」に基づき運用する。

第2節 林野火災に強い地域づくり

1. 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進

「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、これを推進する。

事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、おおむね次の事項について計画する。

- ① 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- ② 火災予防上の林野管理に関する事項
- ③ 消防施設、設備の整備に関する事項
- ④ 火災防御訓練に関する事項
- ⑤ その他林野火災の防止に関する事項

2. 防火機能を有する林道、森林の整備

林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組む。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入促進を図り、防火森林の整備に努める。

3. 監視体制の強化

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

3.1 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、村民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

3.2 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災行政無線等により周知徹底を図る。

3.3 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第21条に基づく村長の許可に当たっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。また、火入れ実施中において気象状況が急変した際の応急措置について周知徹底を図る。

3.4 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

4. 林野所有(管理)者への指導

林野火災予防のため、林野所有(管理)者に対し、次の事項を指導する。

- ① 防火線、防火樹帯の設備及び造林地における防火樹の導入
- ② 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ③ 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- ④ 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- ⑤ 火災多発期(11月～3月)における見回りの強化
- ⑥ 林野火災消火用資機材の整備

5. 林野火災特別地域対策事業の推進

本県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっており、本村も本事業の推進に努める。

第3節 災害防止のための気象情報等の充実

林野火災防止のため、宮崎地方気象台との連絡を密にして気象情報の把握に努め、適時・的確な情報の広報・周知に努める。

1. 乾燥注意報

宮崎地方気象台から発表される乾燥注意報を受け、必要と認めた場合には、村民に広報し注意を喚起する。

2. 火災気象通報

気象の状況が火災の予防止危険であるときは、消防法第22条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県(危機管理局)に通報を行う。

通報を受けた県は、直ちに村に通報するものとする。

村長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防止危険であると認めるときは、

2 〈第4編 林野火災〉

第1章 予防対策計画

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

火災警報を発令する。

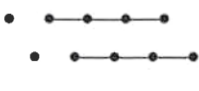
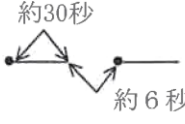
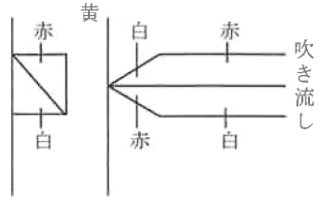
火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- ① 実効湿度が 60%以下であつて、最小湿度 40%を下り、最大風速が秒速 7m/s を超える見込みのとき。
- ② 平均風速 10m/s の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(降雨、降雪中のときは通報しないこともある。)

村長が火災警報を発令する場合は、防災行政無線あるいは消防法施行規則第 34 条の火災警報信号により周知する。

＜火災警報発令信号＞

打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	そ の 他 信 号
 火災警報 発令信号 1 点と 4 点のまだら打ち	 約30秒 約6秒	 赤 黄 白 赤 白 赤 白 吹き流し 吹き流し 赤地の白字、形状大 きさは、適宜とする 火災警報発令中 揭示板

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合は被害拡大防止のために、一刻も早い正確な災害情報の収集と、それをもとにした各防災関係機関相互の連携が必要となる。このため村は、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

1.1 多様な情報収集手段の活用

林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防団員などによるパトロールが効果的であることから、無線機等の装備を充実強化する。

1.2 通信手段の確保

住民に対する災害情報等を広報するため、防災行政無線の整備拡充を推進する。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努める。

2. 活動体制の整備

2.1 活動体制の整備

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法的の習熟、関係機関等との連携について徹

底を図る。

具体的な参集体制については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第2章 災害対策本部体制の確立」に準ずる。

2.2 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

緊急時ヘリポートの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

ヘリポートについては、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第9章 緊急輸送力の確保」を参照のこと。

3. 消火体制の整備

林野火災は、村境を越えて広域化するおそれがあるため、村においては日ごろから消防団、その他防災関係機関との協力・連携による消火体制の確立を図る。

3.1 消防体制の整備

自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。さらに、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

3.2 消防施設・設備の整備

防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

消火資機材等は、常に緊急時に対処できるよう整備点検をするとともに消火体制の確立を図る。

3.3 林野火災対策用資機材の整備

林野火災対策用資機材の整備と維持管理に努める。

第5節 村民の防災活動の促進

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

1. 防災知識の普及、予防啓発活動

村及び関係機関は、火災発生期を重点的に予防広報を積極的に推進する。

1.1 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、防災行政無線や広報紙等を活用し周知徹底を図る。

1.2 防火パレードの実施

関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

1.3 広報等の実施

県と協力して林野火災に対する喚起を促すため、ヘリコプターや新聞広告等による広報宣伝に努める。

1.4 その他各種広報の実施

あらゆる機会を利用し、村民に対する効果的な啓発活動を行う。

2. 防災訓練の実施

防災関係機関等の参加を得て林野火災対策のための訓練を行う。

なお、具体的な防災訓練の実施計画については、「第1部 本編 第2編 予防対策計画 第2章 第13節 防災訓練の実施」に準ずる。

第2章 応急対策計画

第1節 活動体制の確立

村内において林野火災が発生したときは、被害拡大防止・応急対策を速やかに実施するとともに、県危機管理局をはじめ防災関係機関に連絡通報し、初動体制の確立を図る。

1. 村の活動体制

1.1 迅速な連絡と出動体制

林野火災の通報を受けたら、直ちに県をはじめ関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第一であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

職員の招集・動員及び災害対策本部の設置については、「第1部本編 第2編予防対策計画 第3節活動体制の整備」に準ずる。

1.2 現地指揮本部の設置

消火活動に当たっては、現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

1.3 災害対策本部の設置

火災が拡大し、村単独では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは関係機関の協力を得て災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は下記のとおりとする。

- ① 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- ② 空中消火の要請の検討
- ③ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ④ 警戒区域の指定

第2節 災害情報の収集・連絡

1. 火災通報

- (1) 火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに関係機関(警察署、隣接市町村等)に通報を行う。
- (2) 地区村民、入山者等に対して周知を図る。
- (3) 火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県(危機管理局)に即報を行う。
 - ① 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合
 - ② 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合

2 〔第4編 林野火災〕

第2章 応急対策計画

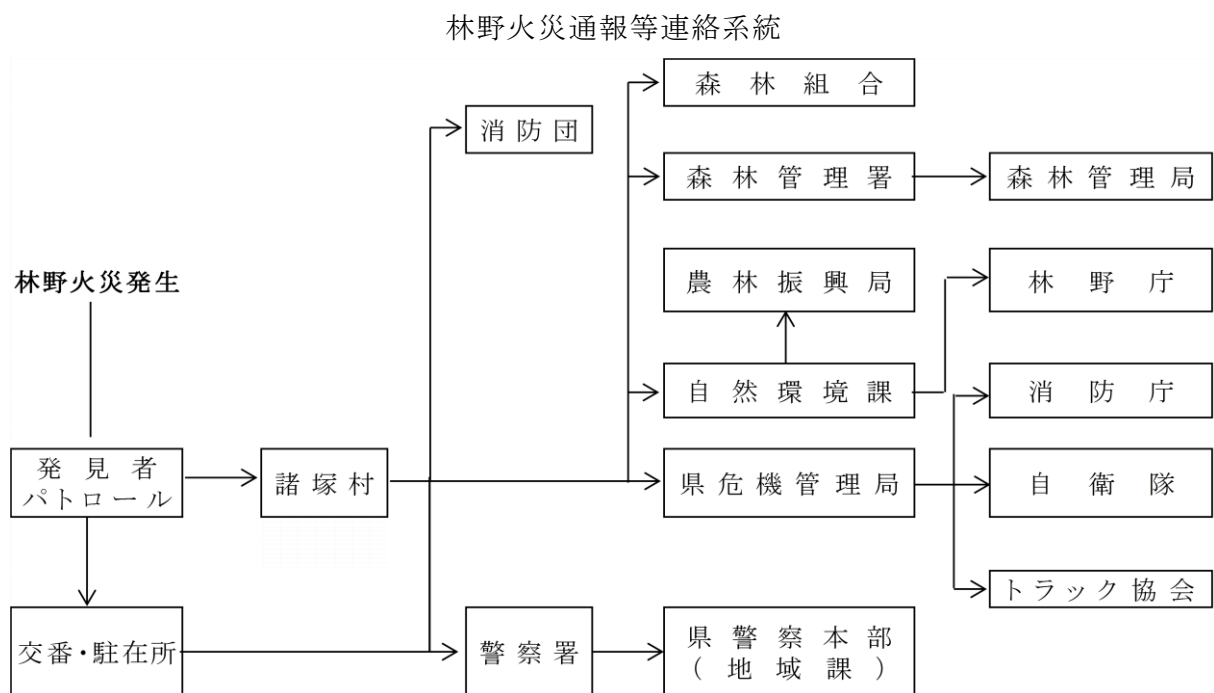
第2節 災害情報の収集・連絡

- ③ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想されるとき
- ④ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、2次災害の危険性が予想されるとき
- ⑤ 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合
 - ・焼失面積が10ヘクタール以上の場合
 - ・人身事故を伴った場合
 - ・住家等施設焼失を伴った場合
 - ・重要な森林（保安林、自然公園等）

【資料 2-4-2-02 火災等即報 第1号様式（火災）】

2. 林野火災通報等連絡系統

林野火災通報にかかる連絡系統は次のとおりである。



3. 林野火災マップによる情報の連絡

関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用する。

このマップは、国土地理院発行の地図に経緯度法による基準地域メッシュで約1km²に区画したものである。

【資料 2-4-2-01 林野火災マップメッシュコード】

【資料 2-4-2-03 メッシュコードの読み方】

第3節 受援体制

林野火災発生時における広域応援活動については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第21章 受援対策」に準ずる。

第4節 消火活動及び救急・救助活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短期間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、村及び消防機関は平常時より林野火災に即応する体制の強化を図り消防活動を実施する。

1. 地上防御

1.1 消火体制の確立

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。従って延焼速度は速く、第2次火点をつくり次々と延焼する。このような情勢では、人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

1.2 防御作戦

現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると地形と風速によってU字あるいは横ㄣ字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は

- ① 延焼方向の側面から進入する方法
- ② 焼け跡から進入する方法
- ③ 等高線から進入する方法
- ④ 谷川から進入する方法
- ⑤ 山の反対側から侵入する方法

があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

1.3 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処しなければならない。

1.4 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、

林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

1.5 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し処理することが困難である。特に堆積可燃物(地被物)内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると消防団員等の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起して、残火処理に万全を期する。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になり易いので、草木が繁茂するまでは、巡視を行い異状を発見したならば直ちに対策をたてる。

2. 空中消火

2.1 空中消火等の概要

本編でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

(1) 現地指揮本部

村が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

空中消火を効果的に実施するため消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、衛星携帯電話等を設置し、連絡体制に万全を期す。

(2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で村は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

(3) 空中消火用資機材等

① 水のう

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に吊し、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。容量は1,800リットルと700リットルの二種類がある。

県内の水のうを保管状況は次のとおりである。

② 水槽

ナイロン製布地で消化薬剤の混合、貯水槽として使用。 2,500リットル。

(4) 空中消火方法

空中消火の方法には直接消火法と間接消火法がある。

- ・直接消火法… 火線に沿って飛行し、火点に直接消火剤水を散布して消火する方法。
主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。
- ・間接消火法… 火線の前方に消火剤水を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で
空中消火法の主体をなすものである。

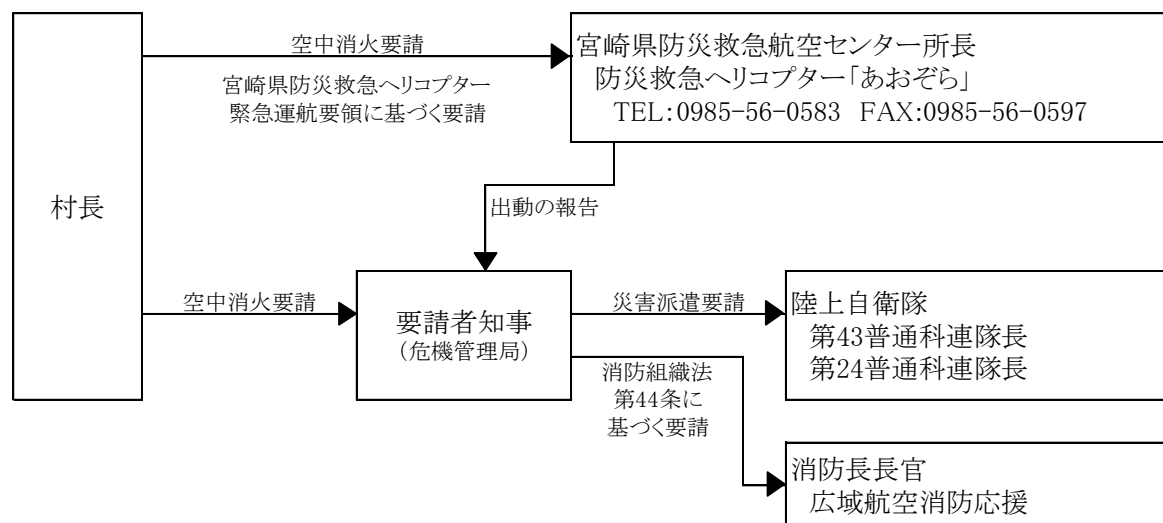
2.2 空中消火の要請基準

空中消火を要請する基準は以下のとおりとする。

- (1) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合。
- (2) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合。
- (3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合。
- (4) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

2.3 空中消火の要請手続き

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。



村長から県(危機管理局)に対する電話等による依頼は、村長自身か、村長の意志を直接伝達し得る立場の者とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項

- ① 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- ② 空中消火要請市町村の連絡場所及び連絡者
- ③ 資機材等の空輸の必要の有無
- ④ 空中消火用資機材等の整備状況
- ⑤ その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

2.4 空中消火の準備

(1) 現場の状況等の報告

村長等は、本計画等の定めにより、災害情報を県に報告する。

(2) 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリコプター離発着場の設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

(3) 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況(天候、風向、風速)を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

(4) 輸送手段等の確保

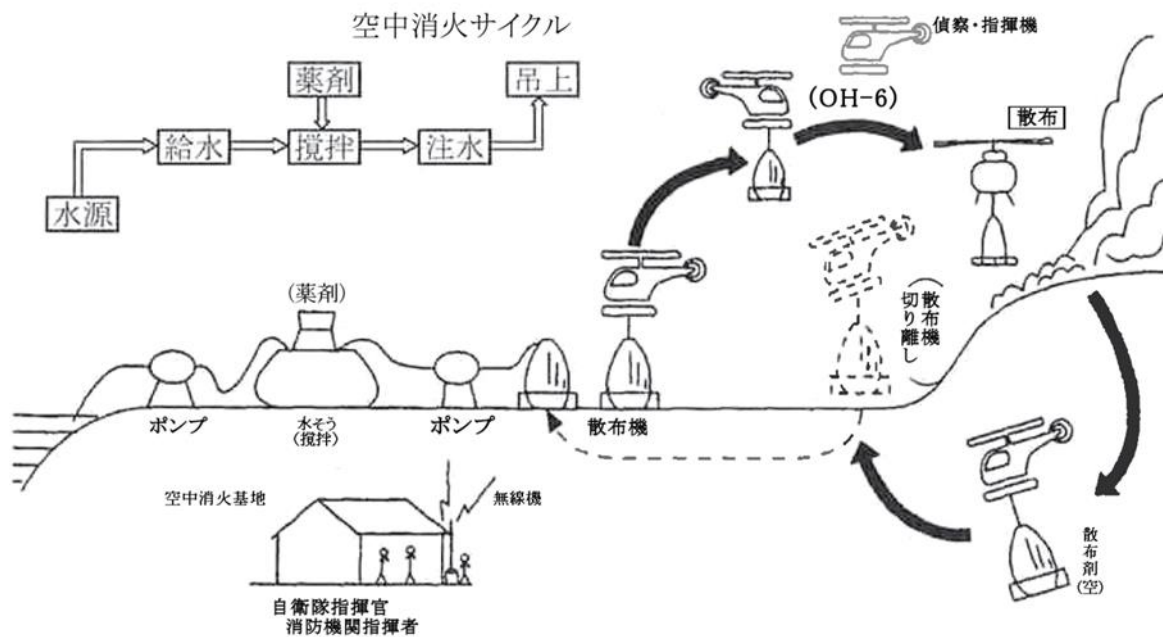
資機材等を空中消火基地に運ぶため、県(危機管理局)及び村は、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、必要に応じて県警は輸送車の先導、あるいは交通規制等の措置をとる。

(5) 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、市町村は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員(消防団員等)を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち会わせる。

【資料 2-4-2-05 空中消火サイクル】



2.5 空中消火活動

(1) 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、村へ報告する。

(2) 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う場合は、地上部隊と空中消火部隊との連携を図るため事前に打ち合わせを行う。

(3) 報告

空中消火を実施する(実施した)場合、速やかに県(危機管理局)に以下の事項について報告する。

- ① 発生場所
- ② 発生時間及び覚知時間
- ③ 空中消火を要請した時刻
- ④ 現場の状況
- ⑤ 消防吏員及び消防団員の出動状況
- ⑥ その他必要な事項

2.6 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は村の負担となる。

(1) 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

- ① 資機材の引渡し及び返納に要する費用

2 〈第4編 林野火災〉

第2章 応急対策計画

第5節 医療救護活動

- ② 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- ③ き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用
- ④ 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(2) 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- ② 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ③ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- ④ その他必要な経費については、事前に協議しておく

(1)及び(2)とも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

第5節 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第4章 救助・救急及び消火活動」に準ずる。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

林野火災発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第9章 緊急輸送力の確保」に準ずる。

第7節 住民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、被害状況により万全な対策を講ずる。

1. 入山者等の実態の把握

- (1) 林業作業期(夏 下草刈、秋～冬 枝落とし、春 植栽)においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。
- (2) ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、村は、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。
- (3) 村が設置している防災行政無線等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無を確認する。

2. 避難誘導

避難誘導を行うにあたっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になる

ように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、村民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

2.1 防災行政無線等を利用した避難誘導

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、村民及び入山者を安全地帯に誘導する。

2.2 広報車や携帯拡声器等を利用した避難誘導

広報車等による周知または携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の村民及び入山者を安全地帯に誘導する。

2.3 航空機を利用した避難誘導

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、ヘリコプター等を要請し上空からの避難誘導を行う。

第8節 被災者への的確な情報伝達活動

林野火災発生時における被災者等への情報伝達活動については、「第1部本編 第3編 応急対策計画 第10章避難対策」に準ずる。

第9節 二次災害の防災活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

第5編 原子力災害

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。

また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力（以下「川内原子力発電所」という。）についても、県境まで直線距離で約54キロメートルの距離、諸塚村役場まで直線距離で約113キロメートルの距離がある。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)」が概ね半径5キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)」については、概ね30キロメートルを目安とすることとされている。

なお、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)」については、今後検討することとされており、現段階で本県の区域が含まれることになるのかは不明である。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、安全神話にとらわれることなく、本県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について宮崎県地域防災計画に準ずるものとする。

なお、本村から距離が約150キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約90キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても同様とする。

【この編で用いる用語の定義】

原子力災害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第2節 計画の性格

1. 本村に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本村に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策指針並びに宮崎県地域防災計画原子力災害対策編に準ずる。

2. 諸塚村地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「諸塚村地域防災計画（以下「村地域防災計画」という。）」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この原子力災害対策編（以下「本編」という。）に定めのない事項については、県地域防災計画の総論、共通対策編及び他編によるものとする。

なお、県地域防災計画にも定めのない事項については、国の指示又は要請に基づき実施するものとする。

第3節 計画の基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本村に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から村県に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本計画は、同発電所で次の①～③に掲げる事象が発生した場合を想定する。

なお、本県から距離が約 150 キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約 90 キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても同様に対応するものとする。

- ① 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。）の発生について九州電力株式会社から連絡を受けたとき
- ② 施設敷地緊急事態が発生したとき
- ③ 全面緊急事態が発生したとき

第4節 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、処理すべき事務又は業務の大綱は、諸塚村地域防災計画 「第1編 総則」を基本とする。

第2章 原子力災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

1. 情報の収集・連絡体制の整備

平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

2. 通信手段の確保

県及びその他の防災機関との的確な情報伝達を図るため、県防災行政無線の活用を図るとともに、伝送路の多ルート化などの災害に強い伝送路の構築に努める。

第2節 応急体制の整備

応急体制の整備については、「第1部本編 第2編予防対策計画 第3節活動体制の整備」に準ずる。

第3節 村民避難のあり方の検討

原子力災害時の避難や一時移転、屋内退避を含めた避難行動の基本的な考え方について検討を進める。

第4節 医療体制及び健康相談体制の整備

「第1部本編 第2編予防対策計画 第5節医療救護体制の整備」に準ずるほか、県と連携して、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第5節 村民等への的確な情報伝達

県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に村民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討する。

第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

村民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、県に協力して次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 屋内退避及び避難に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること

- ⑧ 緊急時にとるべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること

第7節 防災訓練への参加

国や県が実施する原子力防災訓練への参加に努める。

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、県地域防災計画に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保については、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第3章 情報の収集、伝達」に準ずる。

第3節 活動体制の確立

川内原子力発電所ほかその他の原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じ、「第1部 本編 第3編 応急対策計画 第2章 災害対策本部体制の確立」に準じた活動体制をとる。

1. 活動体制

1.1 情報連絡本部体制

- ① 川内原子力発電所において、警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合。
- ② その他総務課長が必要と認めたとき。

1.2 災害警戒本部体制

- ① 川内原子力発電所において、施設敷地緊急事態が発生した場合。
- ② その他総務課長が必要と認めたとき。

1.3 災害対策本部体制

- ① 川内原子力発電所において、全面緊急事態が発生した場合。
- ② その他村長が必要と認めたとき。

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

2. 住民等への情報伝達活動

県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、同報系防災行政無線等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行う。

3. 住民等からの問合せに対する対応

村は村民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行う。

第5節 住民避難等の防護活動

村民等の屋内退避又は避難誘導等に当たっては、混乱等が発生しないように、正しい情報を、村民等に迅速かつ的確に伝達する必要がある。

また、要配慮者については、避難行動に時間を要することを念頭に避難誘導等を行うべきことに留意することが必要である。

これらを踏まえ、県を通じて原災法第15条第3項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合には、村は、国、県の指導・助言に基づき住民等の屋内退避又は避難誘導等を実施する。

第6節 医療及び健康相談の実施

県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第4章 原子力災害復旧・復興計画

原子力災害復旧・復興計画については、県地域防災計画に準ずる。

第1節 住民健康相談

県及び医療機関等の協力を得て被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の査入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。